

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

議案第16号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、建設中である多度津町立多度津中学校について、「多度津町住居表示に関する条例」第3条第2項の規定に基づき、住居表示が「5号」から「55号」へと変更となるため、当該条例の改正が生じ、かつ、当該条例中の他の標記も変更する必要性が生じ、改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第1条の表をご覧ください。

多度津小学校の位置、多度津町栄町3丁目1番9号の3丁目の3を漢数字の三に改め、また、多度津中学校の位置、多度津町本通2丁目11番5号を多度津町本通二丁目11番55号に改め、さらに、多度津幼稚園の位置、多度津町栄町3丁目1番34—1号の3丁目の3を漢数字の三に改めようとするものです。

1ページをご覧ください。

なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第16号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。